

# 令和2年度(公財)愛媛の森林基金 木工作品製作キット配布事業実施要領

## 1 趣旨

木材の利活用を促進するため、次代を担う小中学生を対象に、県産材を使用した木工作品製作キット（以下「キット」という。）を提供し、木の良さを啓発することで、県産木材の利用拡大を図る。

## 2 事業内容

総合的学習の時間やクラブ活動、夏休み自由課題等で木工作品製作に取り組む小中学校へキット（現物）を提供する。

提供を受けた小中学校では、その児童、生徒等が木工作品を製作し、完成後は、各家庭等において実際に使用する。

## 3 実施主体（キット配布先）

愛媛県内の小中学校とする。

## 4 提供するキットの種類及び数量

### (1) 提供するキット

本立て、ウッドボックス

### (2) 提供するキットの数量

令和2年度提供数 3,600セット（参考：昨年度提供数 5,335セット）

### (3) 各学校毎の提供数量の上限について

原則として、1名につき1セットとする。

ただし、申込総数が、上記(2)の数量を上回った場合は、過去の配布状況（新規校優先等）、申込書の記載内容をもとに、当基金において調整する。

## 5 事業実施手順等 ※（ ）内は、目安の時期。

- (1) 事業実施を希望する小中学校は、事業実施申込書〔様式-1〕を令和2年6月18日(月)(必着)までに理事長へ郵送にて提出する。
- (2) 理事長は、提出された申込書の内容を審査し、適当と認めるときは、決定通知書〔様式-2〕により申込者へ通知する。（7月中旬）  
なお、申込多数の場合は、当基金において調整する。
- (3) 事業実施決定校へ木工作品製作キットを配布する。（7月末～9月中旬）  
学校は、納品後速やかに、当基金へ納品確認書を提出する。
- (4) 事業実施後、小中学校は事業実施報告書〔様式-3〕を提出する。  
（メール可。メールアドレスは、決定通知書に記載。）
- (5) 理事長は、事業の実施状況等について、事業実施決定校に対し随時報告を求められることができるものとする。

## 6 その他

- (1) 当事業実施により起きた事故について、当基金では責任を負わない。
- (2) その他、事業実施について必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。